

交 対 協 第 1 0 4 号
平成 3 1 年 1 月 2 5 日

埼玉県交通安全対策協議会各委員 様

埼玉県交通安全対策協議会
会長 埼玉県知事 上田 清司
(公 印 省 略)

交通死亡事故多発警報の発令について (通知)

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、1月23日、草加市内で交通死亡事故が発生し、県内の月間交通事故死者数が12人に達したことから、県では埼玉県交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱(以下「要綱」という。)第3条に基づき、下記のとおり、交通死亡事故多発警報を発令したので、通知します。

つきましては、要綱第4条の別表に掲げる推進事項をはじめとした集中的な交通事故防止対策の推進について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

平成30年中の交通事故死者数は175人と前年比マイナス2人と減少したものの、都道府県別の交通事故死者数では全国ワースト3位と依然として厳しい状況であり、特に、夜間に高齢歩行者が死亡する交通事故が多発するとともに、自転車乗用中の交通事故死者が大幅に増加しております。

委員各位におかれましては、職員、従業員の皆様をはじめ、関係企業や団体の方々に対し、こうした交通事故の発生実態や、高齢歩行者や自転車を見かけた場合に速度を落とし安全な間隔を確保する「思いやり運転」の励行などについて、積極的に呼びかけていただきますようお願い申し上げます。

記

○ 多発警報の発令期間

平成31年1月25日から1月31日までの7日間

《 担 当 》

埼玉県交通安全対策協議会事務局 石藤
(埼玉県県民生活部防犯・交通安全課内)
電 話 048-830-2960
F A X 048-830-4757
E-Mail a2950-03@pref.saitama.lg.jp